



県章

山形県公報

令和7年5月30日（金）

第608号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県漁業調整規則の一部を改正する規則……………（水産振興課）…609

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…610
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…611
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…613
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…614
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…615
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…616
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会 計 局）…同

病院事業局関係

規 程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（総務厚生課）…617
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………（健康福祉企画課）…618
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（工業技術センター）…619
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業振興・経営支援課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（教 育 局）…620

規 則

山形県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県漁業調整規則の一部を改正する規則

山形県漁業調整規則（令和2年10月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第48条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

第55条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第56条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第424号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
一般社団法人トライアングル 村山市大字櫛山4600番地382	放課後等デイサービスまる さんかくしかく 村山市大字櫛山4600番地 382	放課後等デイサー ビス	10名	令和 7. 5. 1

山形県告示第425号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	H a r m o n y 天天 天童市本町二丁目5番8号	放課後等デイサー ビス	令和 7. 3. 31

山形県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
山形県	山形県立河北病院 西村山郡河北町谷地字月山堂111	居宅療養管理指導	令和 7. 5. 1

山形県告示第427号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
山形県	山形県立河北病院 西村山郡河北町谷地字月山堂111	介護予防居宅療養 管理指導	令和 7. 5. 1

山形県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
西川町 西村山郡西川町大字海味510番 地	西川町立病院 西村山郡西川町大字海味581番地	短 期 入 所	令和 7. 5. 1

山形県告示第429号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第 7 項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 海藤 喜久男
鶴岡市上藤島字備中下 3 番の 1
- 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
叶野 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産 物に限る。	令和 7 年 5 月 20 日
石川 輝紀 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 玄米、大豆、そば	同 左		
小林 卓史 玄米、大豆、そば	同 左		
今井 俊 玄米、大豆、そば	同 左		

野尻 秀一 玄米、大豆、そば	野尻 秀一 玄米、小麦、大麦、大豆、そば
清野 清晃 玄米、大豆	同 左
阿部 正 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 誠 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
池田 直史 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 渉 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
今野 今人 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 玄米、大豆、そば	鈴木 重昭 玄米、小麦、大麦、大豆、そば

大滝 正人 玄米、大豆、そば	同 左	
藪田 凌也 玄米、大豆、そば	同 左	
伊藤 隆 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 玄明 玄米、大豆、そば	同 左	
奥山 和樹 玄米、大豆、そば	同 左	
安野 仁 玄米、大豆、そば	同 左	
五十嵐 暢弘 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 克典 玄米、大豆、そば	佐藤 克典 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
阿部 秀一 玄米、大豆、そば	阿部 秀一 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
安野 拓 玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 歩 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 文秋 玄米、大豆、そば	同 左	
板垣 綾斗 玄米、大豆、そば	同 左	
榎本 圭恭 玄米、大豆、そば	同 左	
小池 智大 玄米、大豆、そば	小池 智大 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
中西 佑芽 玄米、大豆、そば	中西 佑芽 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
	佐々木 祐亮 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
	海藤 義晃 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
	五十嵐 康陽 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
	金丸 秀介 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	

山形県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地

東村山郡中山町大字長崎3129番地の 1

3 認可年月日

令和 7 年 5 月 23 日

山形県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業計画を変更した者の名称

舟形町土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

2 認可年月日

令和 7 年 5 月 19 日

山形県告示第432号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
上 山 市	11者	上山市相生字上見ル目817番ほか41筆
天 童 市	2 者	天童市大字蔵増字蓮田4520番ほか22筆
山 辺 町	3 者	東村山郡山辺町大字山辺字菅ノ町4146番ほか 3 筆
東 根 市	9 者	東根市大字長瀬字沼田3584番ほか59筆
大石田町	1 者	北村山郡大石田町大字鷹巣字下北原409番ほか 1 筆
最 上 町	3 者	最上郡最上町大字富沢字狐塚3484番94ほか10筆
真室川町	1 者	最上郡真室川町大字平岡字平岡69番 1 ほか13筆
大 蔵 村	1 者	最上郡大蔵村大字清水字堂ノ下245番 7
南 陽 市	10者	南陽市宮崎字植木場一780番 1 ほか151筆
高 畠 町	1 者	東置賜郡高畠町大字上和田上組字立石2850番214ほか 5 筆
小 国 町	1 者	西置賜郡小国町大字若山字館740番ほか 1 筆
飯 豊 町	22者	西置賜郡飯豊町大字字津沢字中田530番ほか220筆
庄 内 町	215者	東田川郡庄内町小出新田字苧畑割85番 3 ほか1, 544筆

- 2 認可年月日
令和 7 年 5 月 20 日

山形県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで縦覧に供する。
令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 山形南陽線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市太郎字作道1357番 1 から 同 金山字石那坂一4346番 2 まで	旧	37.4 メートル } 11.4	973 メートル
同 上	新	37.4 メートル } 11.0	同 上

山形県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで縦覧に供する。
令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 上和田浅川線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字浅川字北原388番 1 から 同 山北409番 1 まで	旧	17.6 メートル } 12.8	92 メートル
同 上	新	14.6 メートル } 12.8	同 上

山形県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで縦覧に供する。
令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
2 供用開始の区間 酒田市安田字一ノ上132番 3 から
同 鴨寂62番 6 まで
3 供用開始の期日 令和 7 年 5 月 30 日

山形県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 新庄都市計画

(2) 名 称 新庄都市計画用途地域

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第437号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月県規則第34号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
株式会社オーイシ 代表取締役 米山 泰平	村山市楯岡十日町 2 番16号	同 左	令和 7. 5. 31

病院事業局関係**規 程****山形県病院事業管理規程第 8 号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	食事を検査食とする場合	1 泊につき 5,400円	を
		上記以外の場合	1 泊につき 5,600円	
宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	6 月 1 日から 7 月 6 日まで及び 7 月 18 日から 8 月 17 日までの期間の利用	1 泊につき 6,800円	に改める。
		上記以外の場合	1 泊につき 6,300円	

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム改修業務（子ども・子育て支援法等改正対応）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課分室（16階）

(2) 日時 令和7年7月10日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム改修業務（子ども・子育て支援法等改正対応）一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム係 電話番号023(630)3337

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年6月25日（水）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（木）午後1時までに山形県総務部総務厚生課業務システム係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Modification of the Yamagata Prefectural information system for personnel, wages and benefits (Response to the revised Act on Child and Childcare Support): 1 set

(2) Time-limit for the tender: 10:00 A.M. July 10, 2025

(3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)3337

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和7年9月3日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで		山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を令和7年6月4日（水）から同月25日（水）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課業務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課業務担当（電話番号023(630)2662）又は最寄りの保健所（山形市保健所を除く。）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給
契約電力404キロワット 使用電力量1,417,179キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県工業技術センター 総務課
山形市松栄二丁目 2 番 1 号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 3 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目 8 番 28 号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力量に対する単価)

期 間	基本料金単価（1 kwにつき）
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	1,991.07円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1 kwhにつき）
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	19.43円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び中山町役場において令和 7 年 9 月 30 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂中山南店・セブンーイレブン中山長崎店
東村山郡中山町大字長崎字立道3207ー 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号	西 郷 孝 一
株式会社セブンーイレブ ン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	阿 久 津 知 洋

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西 郷 孝 一
株式会社セブニーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	阿 久 津 知 洋

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年1月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,142平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 42台
- (2) 駐輪場の収容台数 5台
- (3) 荷さばき施設の面積 88平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4.6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社薬王堂	午前7時	翌午前0時
株式会社セブニーイレブン・ジャパン	終日	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

8 届出年月日

令和7年5月15日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年9月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年5月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度 長期継続契約 山形県立学校LED照明器具賃貸借サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育局教育政策課学校施設担当

山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2905

3 落札者を決定した日 令和7年5月14日

- 4 落札者の名称及び所在地
東京センチュリー株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
- 5 落札金額 116,877,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年4月4日

令和7年5月30日印刷
令和7年5月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県